

第10回 名寄市農業委員会総会（令和5年10月）会議録

日 時 令和5年10月26日（木）

午後1時25分 開始

午後2時01分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	8件	承認
第3	議案第2号	農用地利用集積計画の作成について	1件	承認
第4	議案第3号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	5件	承認
第5	議案第4号	農地利用状況調査に係る利用意向調査の実施について	1件	承認
第6	報告第1号	農地法第3条許可申請の取り下げについて	1件	承認
第7	報告第2号	農地法第4条転用工事完了報告	1件	

第10回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	10番 安達啓治	19番 村中洋一
2番 新田司	11番 上手浩幸	20番 小田桐正彦
3番 藤野修一	12番 林秀典	22番 竹部裕二
4番 清水康史	13番 沼田清憲	23番 南原政幸
5番 高橋尚幹	14番 武田修一	24番 鈴木英二
6番 水間健詞	15番 山上瞳	25番 越孝則
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	26番 阿部貴代美
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	27番 又村裕司

欠席 9番 村上清 18番 中村敏夫

第10回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和5年10月26日（木）午後1時25分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和5年第10回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和5年第10回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日は9番 村上委員、18番 中村委員から欠席報告を受けており、委員定数26名中、委
員24名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席と
なっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、10
番 安達委員、11番 上手委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、安達委員、上手委員に決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
番号15番から番号17番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号15番から番号17番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木委員： はい。

議 長： 鈴木委員。

鈴木委員： 24番 鈴木です。番号15番、16番、17番について説明します。まず15番の所在に
ついて、地図の4ページをご覧ください。右下43番に東6条南があり、その下の名寄東
病院の向かい側に所在地があります。10月13日に私と村中委員、山上委員、また事務
局で現地を確認しました。16番の所在については、右側中央20番の宗谷線の横が所在
地になります。17番については、地図の5ページをご覧ください。番号36番がありま
すが、その右の6の数字の右側が所在地になります。3件とも農地として利用されてない
ことを確認しました。ご審議の程よろしく願いします。

議 長： ただいま、鈴木委員より意見がありました。
番号15番から番号17番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号15番から番号17番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号18番から番号19番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第1号 番号18番から番号19番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号18番から番号19番について説明します。所在については地図の7ページをご覧ください。まず番号18番ですが、左側にピンクのマーカで曙とあります。その横の十五線の黄色のマーカの右側が所在地になります。農地でなく道路となっていることを確認しました。番号19番につきましては、弥生地区ですが、十五線から道なりに行って西風連に向かう道路の付近になっています。こちらについても農地ではなく、山林の状態となっていることを、10月17日に私と竹部委員、中村委員、また事務局と確認してきました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。
番号4番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号18番から番号19番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号20番の審査をいたします。
私から意見がありますので席移動のため暫時休憩します。(13:33)

議 長： 議事を再開いたします。(13:34)
それでは番号20番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第1号 番号20番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号20番について説明します。所在については地図の8ページをご覧ください。真ん中下の方に二十九線と黄色のマーカがあります。西四号の南西の角が〇〇さんの農地となっています。10月13日に私と菅原委員、新田委員、また事務局で現地に何も作付されてないことを確認しました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
番号20番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号20番は原案のとおり証明することに決定いたしました。
沼田会長、席移動のため暫時休憩といたします。（10：35）

議 長： 議事を再開いたします。（13：36）
それでは**番号21番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号21番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号21番について説明します。10月20日に私と武田委員、住田委員、また事務局で現地を確認しました。所在については地図の9ページをご覧ください。道道旭名寄線の横に風連別川とあります。その風の文字の横に橋があり、その袂が所在地になります。この場所については、届出のあった〇〇さんが農地として使用しておらず、処分するための申請となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
番号21番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号21番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号22番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号22番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。番号22番について説明します。所在については地図の9ページをご覧ください。日進地区の黄色のマーカーで本通とあります。その文字の右側の御料十二線と十三線間の本通沿いが所在地になります。10月12日に私と横田委員、林委員、また事務局で現地確認をしています。木が生えており、十数年前にも植林がされ、山となっている状態です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、飯村委員より意見がありました。

番号22番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号22番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第3、議案第2号「農用地利用集積計画の作成について」**を議題に供します。
賃貸借について、**番号18番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第2号 番号18番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号18番について説明します。所在については地図の6ページをご覧ください。真ん中に九線と黄色のマーカがあります。その下に振興とありますが、その道路左側が所在地となります。新規の賃貸借となり、賃貸価格についても両者合意の上となっています。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号18番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号18番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第4、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。
番号15番について審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号15番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号15番について説明します。所在については地図の7ページをご覧ください。地図左側の弥生地区と瑞穂地区の間に所在地があります。土地条件が悪く地区での買手がいない中で、規模拡大を望んでいた〇〇さんが引き受けてくれることになりました。住宅跡なども含め引き受けるということです。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号15番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号15番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号16番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号16番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 1番 菅原です。番号16番について説明します。所在については地図の8ページをご覧ください。中央に国道40号と黄色のマーカーがあります。その下に振興センターがありますが、その東側が所在地になります。この件について、〇〇〇さんから通い地のため処分したいという申し出があり、近くを耕作している〇〇〇さんが引き受けることになりました。両者合意の上での売買となっています。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、菅原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号16番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号16番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号17番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号17番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 2番 新田です。番号17番について説明します。所在については地図の8ページをご覧ください。中央下に黄色のマーカーで二十四線とありますが、そこから東へ1線行った交差点の東側が所在地になります。〇〇さんが高齢のため市街地へ転居することになり、宅地周りの農地を処分したいとのことで、〇〇さんの農地を購入している〇〇さんへの贈与となっています。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号17番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号17番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号18番から番号19番について審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号18番から番号19番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号18番、19番について説明します。まず18番の所在については地図の9ページをご覧ください。左側に二十三線とあります。旧バス路線の国道40号と並行して斜めの道路があり、風連別川の橋を渡った右側が所在地になります。〇〇さん本人の年齢も踏まえ、規模縮小に至ったものです。相手の〇〇〇さんについては、農地集約のためということで両者合意となりました。19番の所在は、18番で説明した道路から火葬場に向かう道路と、道道の東風連と小文字であるところの道路を挟んだ右と左に所在地があります。ここにつきましても、〇〇さんは18番と同様の理由となり、〇〇さんは隣接地を耕作しており、規模拡大のための申請となります。こちらにつきましても、両者合意の上での売買となっています。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号18番、番号19番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号18番、番号19番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第5、議案第4号「農地利用状況調査に係る利用意向調査の実施について」**を議題に供します。

議案第4号の審査は、武田委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。暫時休憩します。(13:50)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:51)
議案第4号について、事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩といたします。(13:53)

議 長： それでは議事を再開いたします。(13:54)
続きまして、**日程第5、報告第1号「農地法第3条許可申請の取り下げについて」**を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局： (報告第1号を読み上げ説明する。)

議 長： 報告第1号、「農地法第3条許可申請の取り下げについて」の報告がありました。
質問はありませんか。

議 長： ご質問がないようですので、続きまして、**日程第7、報告第2号「農地法第4条転用工事完了報告」**を議題に供します。
番号1番について清水委員より報告をお願いします。

清水委員： 4番 清水です。中村委員の担当ですが、本日欠席のため代わりに報告します。10月17日に現場を確認してきました。格納庫および車両置き場が設置されていることを確認しました。

議 長： 番号1番について完了報告がありました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第10回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後14時01分 閉会)

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____